

協議資料

目 次

1. 留守家庭児童会事業の効率化（案）
2. 指導員体制の適正化（案）
3. 保育施設「なかよしクラブ」の改修（案）
4. 大山崎町留守家庭児童会運営指針（案）

1 留守家庭児童会事業の効率化（案）

①保育業務（お便り、保育日誌の作成など）の効率化

保護者向けのお便りや記録、日誌の作成については、全クラブで統一した入力フォームを用いることによって、迅速化を図るとともに、質の向上を図る。

【現状との比較・効果】

現在は、クラブごとに相違する様式や記入のフォーマットを用いながら、一部手書きで行っている。

これらの印刷物の発行や、作成に時間を要する時間を短縮することができるだけでなく、読みやすく、簡潔なものを作成する。

②職員研修（臨時職員）の効率化

臨時職員の勤務にあたっては研修等を事前に済ませて、保育の円滑化、質の向上を図る。

【現状との比較・効果】

これまで、臨時職員を雇用する際は、採用時の研修を現場において、実践的に行ってきたことから、不慣れなことによる戸惑い等も多くあった。

これからは、現場での勤務を行う前に、教育委員会として十分な指導・教育を研修として実施し、指導には各クラブの指導員が分担してあたることとし、保育の円滑化、質の向上を図ることができる。

【これまでに効率化を図ってきたこと】

※保育の効率化

平常の保育活動の中で、土曜日や代休時の保育については、保育児童も少人数になることから、複数のクラブにおける合同保育を積極的に取り入れる。

【現状との比較・効果】

土曜日、学校長期休業期間中は、通所児童数も少数にとどまることも多い。また、平常時の保育においても、分割したクラブ間で適宜合同保育を行うことによって、運営面での効率化を図ることができる。

また、別の効果としては、児童が他クラブの児童と交流が出来ることや、保育にあたる臨時指導員配置も最小限に抑えることも出来る。

※事務の効率化

保護者協力金の徴収区分（基準額）の決定時期をこれまでの2回（仮算定と本算定）から、年度当初に行う1回のみとする。

【現状との比較・効果】

これまで、年度当初に保護者協力金の徴収区分の決定にあたっては、前々年度の保護者世帯の所得状況に基づいて一旦仮算定し納入額を決定・通知、6月には、前年度の所得状況をもとに徴収区分を再決定、納入金額を更正するという二段階制をとってきた。

近隣の市町の例では、ほとんどが前々年度の所得状況に基づいた年度当初に行う保護者協力金の徴収区分の決定を1回のみで済ませている。

従来の方法に比較して、作業手順、事務量等も大きく軽減する。

2 指導員体制の適正化（案）

事業に要する経費を抑制するため、現在、児童の保育にあたって各施設ごとに2名ずつ、合計6名を配置している「指導員」については、その内訳を常勤嘱託6名から、常勤嘱託3名＋臨時職員3名に順次移行していく。

今後の計画

段階的に「指導員」の内訳を変更

平成24年度 常勤嘱託6名
平成25年度 常勤嘱託5名＋臨時職員1名
平成33年度 常勤嘱託4名＋臨時職員2名
平成34年度 常勤嘱託3名＋臨時職員3名

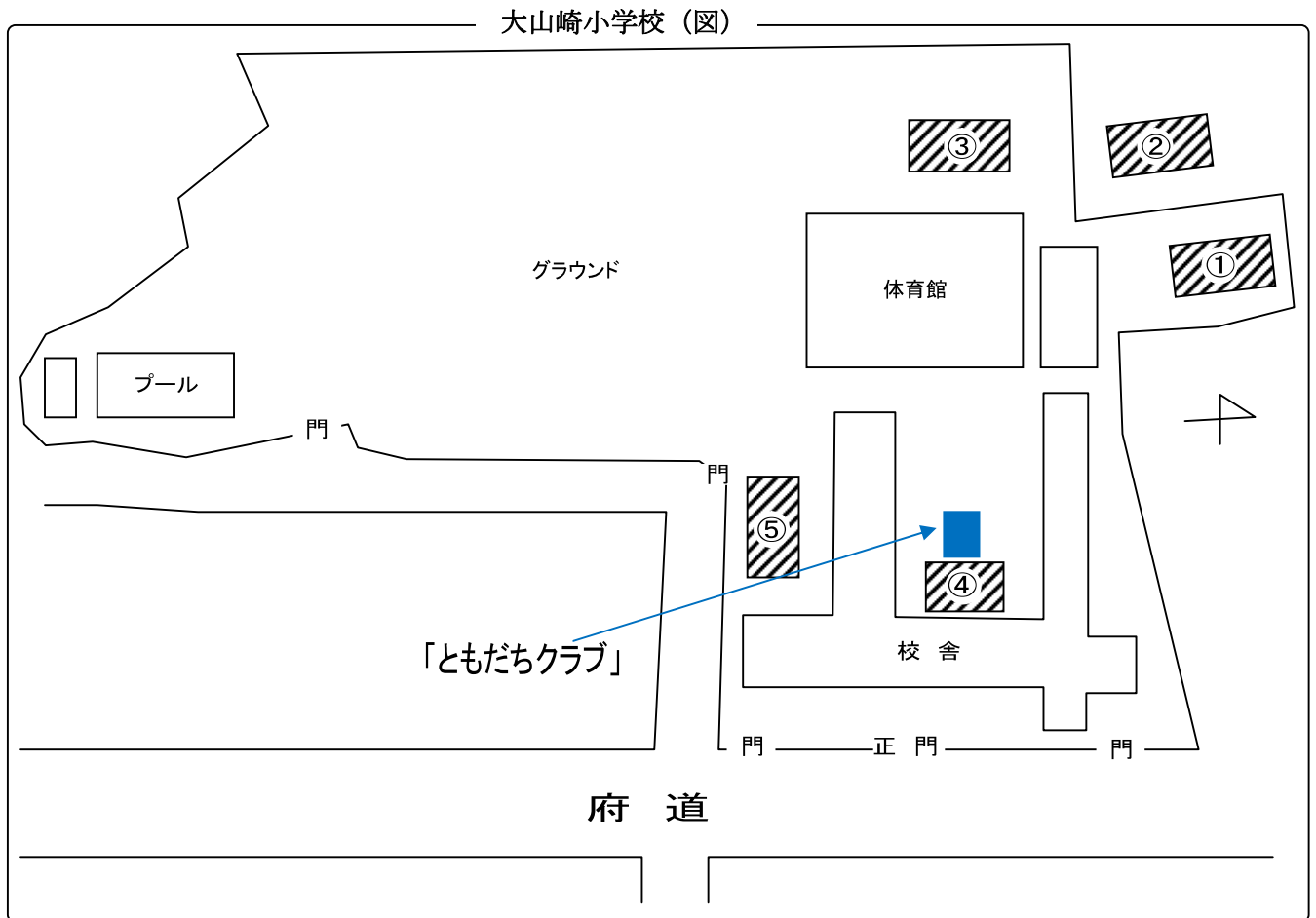
各施設ごとに常勤嘱託1名と臨時職員1名を配置し、全体の「指導員」の数は合計6名とします。

臨時職員が勤務する日数については、児童の保育に適切に携わることができるよう常勤嘱託と同程度のおおむね週5日以内とします。

- 分割してクラブを運営している施設については、各クラブの児童数とのバランスを考えたうえで、臨時職員を補い、適正な指導員体制を実施する。
- 支援等が必要な児童の入所にあたっては、加配対応としての臨時職員を補い、適正な指導員体制を実施する。

3 保育施設「なかよしクラブ」の改修（案）

1. 建て替え場所の候補地



候補地	場 所	利 点	課 題
①	現在地と同一の場所	①校舎から離れて独立しており、独立性を保つことだできる。 ②周囲の十分なスペースを確保できる。	①段差があるので、スロープが必要となる。 ②電車の騒音が聞こえる。
②	現在地に隣接する高齢者広場	①校舎から離れて独立しており、独立性を保つことだできる。 ②周囲の十分なスペースを確保できる。	①段差があるので、スロープが必要となる。 ②電車の騒音が聞こえる。 ③建築基準法上、学校用地の開発手続きが必要となる。
③	小グラウンド	①校舎から離れて独立しており、独立性を保つことだできる。 ②周囲の十分なスペースを確保できる。 ③グラウンドがすぐ近くにある。	①学校教育施設全体としてのグラウンド（活動場所）面積が減る。
④	ともだちクラブ隣接地	①アクセスがフラットである。 ②「ともだちクラブ」との施設供用が可能。	①重機などの工事車両等が入りにくい。 ②校舎に近く、高学年の授業中は静かにしなければならない。
⑤	通用門プレハブ跡地	①施工工事を行いやすい。 ②重機などの工事車両等が入りやすい。 ③アクセスがフラットである。	①車両等の出入り口に近く、危険性がある。 ②校舎に近く、高学年の授業中は静かにしなければならない。

2. 施設の形状など

(1) 1 階建て



利点＝施設内が段差なく移動することができ、「バリアフリー」に対応した建物とすることができる。

課題点＝敷地の面積を広く確保しなければならない。

(2) 2 階建て



利点＝建築に必要な敷地面積を最小限に抑えることができる。

課題点＝段差が生じることによって、施設内の移動が「バリアフリー」対応ではない。

4 大山崎町留守家庭児童会運営指針（案）

大山崎町は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業について、大山崎町留守家庭児童会事業運営に関する要綱を定め、留守家庭児童会事業を実施する。

本指針は、要綱に定める留守家庭児童会の運営に必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すために策定する。

なお、本指針は必要に応じて見直しを行うものとする。

1 留守家庭児童会事業の目的

留守家庭児童会事業は、放課後児童健全育成事業として、児童の安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的とする。

2 対象児童

- (1) 大山崎町内に住所を有する者で、大山崎町立小学校又は府立特別支援学校に在学する小学 1 年生から 4 年生までの児童（以下「児童」という。）で次の各号の一に該当するものとする。
 - ① 児童の保護者等が就労のため、日常家庭を留守にし、家庭保育ができない場合
 - ② 保護者が疾病・出産・天災等により、児童の家庭保育ができない場合は期間を定めて特別入会することができる。
 - ③ 両親のいずれかが死亡・行方不明等により、同居の親族その他のものが、その児童保育にあたることのできない場合
- (2) 前項の規定にかかわらずその他保育が必要と認められる場合

3 規模

児童受入人数等の規模については、各保育施設の状況に応じて適正化に努めるものとする。

4 開所日・開所時間

留守家庭児童会の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日
毎週月曜日から土曜日までの 6 日間（国民の祝日、8 月 13 日から 17 日、12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで、及び 3 月 31 日を除く。ただし、3 月 31 日が日曜日の場合は、その前日。）とする。
- (2) 開所時間
原則として下校時から午後 6 時までとし、学校休業日、及び長期休業期間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

5 施設・設備

留守家庭児童会事業の施設及び設備については、次のとおりとする。

(1) 施設は、次にあげる保育施設を使用するほか、学校事業に支障のない範囲で各小学校の屋外運動場等を使用する。

ア なかよしクラブ、ともだちクラブ（大山崎小学校）

イ でっかいクラブ（第二大山崎小学校）

(2) 設備は「大山崎町備品等設置基準」（別紙）により整備する。

6 職員体制

留守家庭児童会保育施設には留守家庭児童会指導員等を次のとおり配置する。

(1) 配置基準

「大山崎町留守家庭児童会事業運営要綱」（別紙）に定める留守家庭児童会指導員配置基準による。なお、支援を必要とする児童、留守家庭児童会児童受入れ児童数等の状況により、必要に応じて臨時的任用職員を配置する。

(2) 資格等

ア 指導員は、保育士資格もしくは教員免許（幼稚園教諭免許を含む）のいずれかを有する者、又は2年以上にわたって児童福祉関係施設もしくは本町留守家庭児童会事業において指導員として従事した者とする。

イ 指導員は、児童の放課後等の「遊び」及び「生活」を通して健康や安全を見守り指導できる者とする。

7 学童保育指導員の役割

留守家庭児童会指導員は、留守家庭児童保育の目的達成に向けて以下の活動を行う。

- (1) 児童の出欠確認をはじめとした安全確保や日常的な健康管理及び情緒の安定を図る。
- (2) 遊びを通して児童の自主性、社会性及び創造性を培う。
- (3) 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整える。
- (4) 基本的生活習慣の確立に向けての援助、自立に向けた手助けを行うとともにその力を身に付けさせる。
- (5) 活動の状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行う。
- (6) 学校と日常的な連携、情報交換等を行う。
- (7) 児童虐待の早期発見に努め、適切に対応する。
- (8) その他放課後における児童の健全育成上必要な活動を行う。

8 保護者連携

留守家庭児童会運営にあたり、保護者への支援、連携を次のとおり行うものとする。

- (1) 定期的に保護者との懇談会を開催し、児童の様子や活動内容を伝える。
- (2) 留守家庭児童会事業の活動内容について、保護者に情報提供を行う。

9 放課後子ども教室との連携

大山崎町ときめきチャレンジ推進事業（放課後子ども教室）として、次のとおり推進するものとする。

- (1) 放課後子ども教室と連携を密にする。
- (2) 放課後子ども教室が実施する活動や児童の状況等について、留守家庭児童会指導員が、その共有に努める。

10 学校・教育委員会との連携

児童の生活の連続性の確保、緊急時の対応や施設の活用にあたり、学校及び教育委員会との連携を図るものとする。

11 関係機関・地域との連携

児童の発達の連続性への配慮や地域での生活の観点から、次のとおり関係機関及び地域との連携を図るものとする。

- (1) 保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有を図る。
- (2) 近隣の住民との関係作りに努める。

12 危機管理対策

児童の安全を確保するため次の点に配慮し、別に定めるマニュアルに基づき対応するものとする。

- (1) 事故やケガの対応
 - ア 児童の安全を守るため、危険防止に向けた対応及び事故やケガが発生した時の対応を速やかに行うこと。
 - イ 事故やケガが発生した場合、速やかに保護者に連絡を取り、内容を的確に伝え、医療機関と連携して適切な処置を行う。
- (2) 防災・防犯対策
 - ア 災害・緊急時の児童の避難、誘導、安全確保、通報等の緊急時の対応について迅速に対応する。
 - イ 消防署・警察署等との連携を図る。
 - ウ 不審者情報等については、各クラブへの連絡を速やかに行う。

13 日常の安全管理

日々の留守家庭児童会運営において、児童の安心できる居場所づくりのために、指導員は次のとおり配慮する。

- (1) 衛生管理
 - ア 学童保育室内の環境を整え、衛生管理に留意する。
 - イ 感染症等の予防及び発生について、小学校と連携を取り、適切に対応する。
- (2) 活動場所
 - 学校敷地内での活動とする。但し、安全等が確保できる範囲で校区内及びその周辺での活動とする。
- (3) 通所・帰宅時の安全確保
 - ア 通所の確認をすると共に、帰宅時の安全確保に努める。

イ 地域の関係機関と連携した見守り活動の協力を得る。

14 配慮を必要とする児童への対応

学童保育運営において配慮を必要とする児童について次のとおり対応するものとする。

(1) 支援を必要とする児童について

ア 入会の希望があれば、可能な限り受け入れるように努める。

イ 支援の必要な児童に関する研修等を実施し、円滑な運営に備える。

ウ 臨時的任用職員を配置する場合は、留守家庭児童会保育施設の状況把握や必要性を検討し、配置を決定する。

(2) 要保護児童について

ア 大山崎町要保護児童対策地域協議会などを通じ、関係機関と相互に連携し対応する。

イ 虐待等の問題について研修を実施し、早期発見及び速やかな対応に努める。

15 事業内容の向上

事業内容の向上のため次のとおり配慮するものとする。

(1) 研修の実施

ア 職員の資質の向上、専門性を高めるための研修を実施する。

イ 府・町等の関係機関における留守家庭児童会指導員の研修会においても、職務上必要であるとの判断がされる研修については、参加について配慮する。

(2) 事業内容の点検

事業内容について点検を行い、事業内容向上に向けた取り組みに努める。

16 苦情・要望への対応

苦情及び要望に対し、次のとおり対応するものとする。

(1) 苦情・要望の受付窓口を設置し、保護者に周知する。

(2) 苦情・要望を受け付けた場合は内容を詳細に聞き取り、上司等に報告を行うとともに、誠意をもって、適切に対処する。